

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I  
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名	北海道新ひだか町教育委員会
--------	---------------

## 概 要

モデルスクールの概要（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	モデルスクール名	在籍者数	教職員数
1	新ひだか町立三石小学校	145 名	15 名

### 【事業概要】

#### 1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

新ひだか町立三石小学校は、「児童一人一人のよさや可能性を最大限に伸ばし、教育的ニーズに応じて適切な教育支援をし、指導の充実に努める」を学校の教育活動における重点目標の一つに位置付け、適切な指導・支援体制の確立を図り、本事業の推進に努めてきた。

対象児童の障がいの状態、学習状況を継続的に考慮しながら、通常の学級及び特別支援学級における学習環境の整備、合理的配慮協力員（以下「協力員」という。）の活用や特別支援教育支援員（以下「支援員」という。）の配置等により、体制整備を行った。

また、対象児童の実態把握や合理的配慮の内容の検討のため、協力員を中心として関係教員との打合せ等を綿密に行い、共通理解を図りながら、関係機関から指導・助言を受けた事項を踏まえ、積極的に実践に取り組んだ。

特に、校内教育支援委員会の開催やパートナーティーチャー派遣事業の活用等を行うとともに、校内研修や職員会議、朝の打合せ等で教職員全体が情報共有を図り、共通認識のもとで個に応じた指導・支援に取り組んだ。

#### 2. 取組の概要

【教育委員会がモデルスクールに対して行った取組及び支援】

- ① 個に応じた指導・支援体制を確保するため、モデルスクールに協力員と支援員を複数名、配置した。
- ② 外部有識者、モデルスクール教員、協力員、保健師、町教育委員会で組織する新ひだか町インクルーシブ教育システム構築モデルスクール運営協議会を設置し、年 2 回開催するとともに、会議において外部有識者による講義・研修を実施して合理的配慮の内容の改善を図った。

- ③ 支援の内容の検討・改善に役立てるため、合理的配慮協力員記録簿を作成し、対象児童の毎日の様子や合理的配慮の内容、その後の児童の様子を記録した。
- ④ 対象児童の興味・関心が高いICT機器を特別支援学級に設置し、デジタル教材として活用するとともに、ゲーム機の学習ソフト等を併用することで、基礎学力の定着が図られるよう環境を整えた。

#### 【モデルスクールとして行った取組】

- ① 協力員等が保護者との面談等により、配慮すべき事項等の聞き取りを行い、個別の教育支援計画を作成して、全教職員間で共通意識化を図るとともに、保護者の要望や意見に寄り添いながら合意形成に努めた。
- ② 通常の学級では、穏やかに過ごすことができる環境づくりを目指し、自立心と責任感を養うことができるよう取組を進めた。
- ③ 校内体制により学級編制を整備するとともに、当該学年に支援員1名を専属的に配置した。
- ④ 特別支援学級では、教科指導や自立活動においてパソコン等を活用して緊張の緩和を、ソーシャルスキルトレーニングカードを活用してコミュニケーション能力の向上を図った。
- ⑤ 学期ごとに、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターによる専門的な指導・助言を受け、その内容を校内教育支援委員会の議題とし、配慮すべき事項について、自校の特別支援教育コーディネーターが文書等を作成して校内研修や職員会議において全教職員で情報共有できるようにした。

### 3. 成果及び課題

(成果)

- ① 関係機関との連携強化に努め、運営協議会における外部有識者の講義・研修等を通し、専門的な見地に立った助言を得て、指導に生かすことができた。
- ② 協力員の活用や支援員の配置等、校内体制の整備を進めたことで、対象児童の心理面での安定が図られ、自信をもって学級内での活動や仕事に積極的に参加できるようになった。
- ③ 校内教育支援委員会の定期的かつ継続的な開催により、配慮すべき事項等の情報が全教職員の間で共有され、全校体制での組織的な対応が進んだ。
- ④ 通常の学級における受け入れ体制の配慮により、対象児童は良好な友人関係を形成することができ、通常の学級の児童にとっても他者への思いやりの心を育て養う機会を得ることができた。

(課題)

- ① 対象児童が安心して楽しく学校生活を送ることができるよう、関係機関との更なる連携の強化を図るとともに、全教職員の情報共有を徹底する必要がある。
- ② ストレスや緊張を緩和しながら、更なる合理的配慮の検討や継続的な指導・支援を図る必要がある。
- ③ 学校と家庭との共通理解を深め、保護者とのよりよい関係性を構築するため、今後も、保護者とともに対処方法を探る等、合意形成のプロセスを明確にしていく必要がある。
- ④ 対象児童にとって学級が安心できる場所となるよう、教職員だけでなく、通常の学級の児童、全校児童、ひいては保護者や地域住民も交えての雰囲気づくりを推進していく必要がある。
- ⑤ 協力員は事業終了とともに退職予定であり、新学年の学級編制の変更や学習内容の進捗等によって、対象児童が新たな問題を抱える可能性があるため、実践結果の蓄積をいかに引き継ぎ、いかに活用していくかが重要な課題となる。

※新ひだか町では、「障害」を「障がい」と表記している。